資料５

健康福祉部障害者福祉推進課
障害福祉事業課

千葉県総合支援協議会専門部会委員の任期について

１　現在の任期

専門部会は、千葉県総合支援協議会（第六次千葉県障害者計画策定推進本部会）設置運営要綱第８条により、本部会（任期３年）のもとに置かれ、委員の任期は２年となっている。

２　課題

委員の任期は、本部会（第六次）が平成２９年度から３１年度、今年度選出する専門部会が３１年度から３２年度となる。

本部会（第七次）が平成３２年度から３４年度までとなるが、専門部会は本部会（第六次）のもとに置かれているため、ずれが生じることとなる。

よって、別添のとおり今年度選出する専門部会の任期を１年とし、本部会（第七次）の設置時期の平成３２年度からに任期をあわせる必要がある。

３　方針

今年度選出する専門部会委員の任期を１年とする。

また、第七次計画策定推進本部会の設置以降は、本部会の任期と同じ３年間とする。（本部会と専門部会の任期が整合するため、計画推進の継続性の観点から望ましい。）